

# 第七葛西小学校PTA会則

第一条 名称  
本会は第七葛西小学校PTAと称する。

第二条 本会の事務所を第七葛西小学校に置く。

## 第二章 目的及び活動

第三条 本会は保護者と教師が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動をする。

- 1 よい保護者、よい社会となるように努める。
- 2 児童の校外生活に深い関心と責任をもち、生活環境をよくする。
- 3 学校の教育効果をあげやすいように協力する。

## 第三章 方針

第五条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 特定の政党や宗教を支持したり、営利的な行為は行わない。
- 2 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 3 本会は他のいかなる諸団体や個人の支配・統制・干渉も受けない。
- 4 学校運営ならびに人事に干渉しない。

## 第四章 会員

第六条 本会の会員となることができる者は、次のとおりである。

- 1 第七葛西小学校に在籍する児童の保護者  
またはこれにかわる者。
- 2 第七葛西小学校に勤務する教職員。
- 3 会員期間は原則児童の入学から卒業までとする。

## 第五章 会計

第七条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第八条 会費は年間、在籍児童一人につき三千円とし、年一回（五月）納入するものとする。

第九条 本会の予算の議決ならびに決算の承認は総会に付議する。

第十条 本会の会計年度は四月一日に始まり、翌年の三月三十一に終わる。

## 第六章 役員・会計監査

第十一条 本会の役員・会計監査は次のとおりとする。

- 1 会長一名
- 2 副会長若干名（教職員一名）
- 3 会計若干名（教職員一名）
- 4 会計監査二名
- 5 この他に退任会長を相談役としておく場合がある

役員・会計監査は任期満了後といえども後任者の就任するまで、ひきつづき事務をとるものとする。

役員・会計監査の選出は次のとおりとする。

会長・副会長・会計・会計監査は役員の中から選出・決定する。

役員・会計監査の任務は次のとおりとする。

第十四条 会長は本会を代表し、総会・役員会・各種委員会等すべての集会を召集し会務を統轄する。

第十五条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは

その代理をする。

- 3 会計は本会経理の一切を処理し、監査を経て総会において決算報告をする。
- 4 会計監査は本会の会計について監査し、その結果を総会に報告する。

## 第七章 総会

総会は本会最高の議決機関である。

総会は定期総会及び臨時総会とする。

総会の議長は出席者の中から選考する。  
（書面開催の場合は除く）

- 1 定期総会は毎年四月これを開き、左の事項を審議する。
  - 1 会計報告
  - 2 予算審議と決算の承認
  - 3 その他重要事項に関する審議ならびに承認
- 2 臨時総会は、役員会が必要と認めた場合または全会員の三分の二以上の要求があつた時、開催することができる。
- 3 総会の議決は、出席者の過半数の賛成、または投票用紙の過半数の承認により成立する。

## 第八章 役員会

役員会は会長・副会長・会計・会計監査をもって構成され、必要に応じ会長はこれを召集する。

付則  
本規約は総会において出席者の過半数により改正することができる。

本会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて役員会の議決を経て定める。

この会の会計は款内流用することができる。

会員の慶弔は別にこれを定める。

この会則は昭和五十一年九月十六日から実施する。

第五章第八条は平成四年四月一日に一部改正、同日より適用する。

第六章第十一条は平成六年四月一日に一部改正、同日より適用する。

第七章第十六条第一項・第三項及び第八章第二十条第二項は平成九年四月二十一日に一部改正、同日より適用する。

第五章第八条は平成十年四月二十一日に一部改正、同日より適用する。

第五章第八条及び第十二章第二十九条は平成十二年四月一日に一部改正、同日より適用する。

第五章第八条及び第七章第十六条第三項は平成二十年四月一日に一部改正、同日より適用する。

第六章第十一条第六項は平成二十一年四月一日に追加、同日より適用する。

第四章第六条第三項、第八条、第七章第一五条、は平成二十八年四月十八日に一部改正、同日より適用する。

第七章十六條、第八章第十九條、第二十条第一項、第二十九條第一項は平成三十年四月十六日に一部改正、同日より適用する。

第六章第十一条は令和二年十月二十八日に一部改正、同日より適用する。

第七章第十六條は令和三年三月一日に一部改正、

第十六条

第二十四条 第九章第二十四条は令和三年三月一日に一部改正、同日より適用する。

第二十一条 令和五年一月二十二日に一部改正、同日より適用する。

第十三条 令和五年一月二十二日に一部改正、同日より適用する。

第七条 令和五年一月二十二日に廃止、同日より適用する。

第八章 令和五年一月二十二日に廃止、同日より適用する。

第七章 第九章は令和五年一月二十二日に章番号変更、同日より適用する。

第十五条 第九章第二十三条は令和五年一月二十二日に条番号変更、同日より適用する。

第十六条 第九章第二十四条は令和五年一月二十二日に一部改正、同日より適用する。

第八章 第十章は令和五年一月二十二日に章番号変更、同日より適用する。

第十七条 第十章第二十五条は令和五年一月二十二日に条番号変更、同日より適用する。

第十一章 令和五年一月二十二日に廃止、同日より適用する。

第十二章 令和五年一月二十二日に廃止、同日より適用する。

第八章 令和六年四月一日に一部改正、同日より適用する。

第十一章 令和六年四月一日に一部改正、同日より適用する。

第十三条 令和六年四月一日に一部改正、同日より適用する。

第十四条 令和六年四月一日に一部改正、同日より適用する。

第十七条 令和六年四月一日に一部改正、同日より適用する。

第一条 (第七葛西小学校PTA慶弔規定)  
1 職員の本校永年勤続者に対しては役員会の議を経て表彰する。

2 委員経験者(選考委員を含む)には解任時に感謝状を贈る。

第二条 職員転退職の時は左の金額を記念品として贈る。

1 本校勤務一年以上一年未満金参千円  
本校勤務三年以上三年未満金伍千円  
本校勤務三年以上金老万円

2 校長及び副校長の場合は前項にかかわらず、役員会の議を経て記念品を贈る。

第三条 職員が死亡した時は、第二条のほかに役員会の議を経て弔慰金を贈る。

第四条 職員の一親等の親族が死亡した時は、金老万円を贈る。

第五条 職員が死亡した時は、弔慰金金老万円を贈る。

第六条 ただし事情により役員会の議を経て増額する事ができる。

第七条 児童が死亡した時は、弔慰金金老万円を贈る。

第八条 職員・児童が公傷又は災害にあった時、そのほか 状況により役員会の議を経て見舞金を贈る。

第九条 職員が病気のため欠勤二週間にわたる時、または一週間以上入院した時は状況により役員会の議を経て見舞金を贈る。

第十条 職員の慶事に関しては、左により祝意を表する。

1 結婚金老万円  
2 出産(一回の出産につき)金伍千円

本規定は、役員会の議を経て改正することができる。

付則  
本規定は昭和五十四年四月一日より適用する。  
本規定第一条第二項は平成三年四月一日に一部改正、同日より適用する。  
本規定第二条第一項、第四条、第五条、第六条、第九条第一項及び第二項は平成七年三月九日に一部改正、同日より適用する。  
本規定第四条、第九条は平成三十年三月五日に一部改正、同日より適用する。  
令和五年一月二十二日に一部改正、同日より適用する。  
令和五年一月二十二日に一部改正、同日より適用する。  
令和五年一月二十二日に一部改正、同日より適用する。  
令和五年一月二十二日に一部改正、同日より適用する。

